

片瀬地区青少年育成協力会会則

(目的)

第1条 この会は、団体間の緊密な連絡調整と相互協力を基調とした地区住民の自主的な活動により、青少年の健全な育成をはかることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、片瀬地区青少年育成協力会（以下「青少協」という。）と称する。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、片瀬市民センター内に置く。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 青少年の健全育成をはかるための情報収集及び広報宣伝に関すること。
- (2) 青少年の環境浄化のための調査活動に関すること。
- (3) 地区に適応した青少年健全育成及び非行防止に関すること。
- (4) その他青少年の健全育成に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 この会は、次の団体の代表者等をもつて組織する。

- (1) 地区青少年指導員
- (2) 地区内子ども会役員
- (3) 地区内小・中校長及び教諭
- (4) 地区内小中P. T. A. の代表委員及び会長
- (5) 地区内小中P. T. A. の地区委員及び校外委員の代表
- (6) 地区内青少協推薦自治会ブロック委員（別表の6ブロック）
- (7) 主任児童委員
- (8) 地区内関係諸団体の役員
- (9) 地区内保護司の代表
- (10) 育成経験者

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 5人以内

- (3) 会 計 2人
- (4) 書 記 2人
- (5) 監 事 2人

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次により選出する。

- (1) 会長及び他の役員を選出は、委員の中から総会において選出する。
- (2) 役員任期は2年とし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員任務)

第8条 会長は、青少協を代表し、会務を総括し、会議の招集及び議長を指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、会計事務を処理する。
- 4 書記は、会議等の記録を担当し、必要に応じ会の庶務を担当する。
- 5 監事は、会務の運営及び執行経理を監査する。

(企画委員)

第9条 この会に企画委員を置く。

- 2 企画委員は、第5条の(1)～(2)及び(4)～(7)に掲げる者をもって充てる。
- 3 育成経験者は企画会に出席することができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会、代表委員会、企画会とする。

- 2 総会は全委員で構成し、会則の改廃、会の解散、事業計画、事業報告、収支予算及び収支決算報告並びに役員改選、その他会長が必要と認めた事項について付議し、議決を必要とする事項は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は議長が決するものとする。
- 3 代表委員会は、役員(監事を除く)、部会長、広報委員長をもって構成し、活動事項、対外交渉、緊急を要する事項等を協議する。
- 4 代表委員会において会長が必要と認めた委員は出席することができる。
- 5 企画会は、役員(監事を除く)、部会長、広報委員長、企画委員をもって構成し、諸行事の企画、運営について協議する。

(部会)

第11条 この会に部会を置く。

- 2 部会は研修部会と育成部会とし、部会員は第9条の企画委員をもって構成する。
- 3 部会員は何れかの部会に所属し、代表委員会において決定するものとし、部会長・副部会長はそれぞれ互選とする。
- 4 部会は必要に応じ、部会長が招集し開催する。
- 5 研修部会は、家庭・学校・地域の諸団体の連携を通して子ども・親のあり方等を研究し青少年の地域環境の向上を図ることを目的とする。
- 6 育成部会は、子どもたちが世代間を越え、地域の人々と交流し、様々な事業を通して健全育成を図ることを目的とする。

(広報委員会)

第12条 この会に広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、代表委員会の委員及び会長が必要と認めた委員で構成し、委員長は互選とする。
- 3 委員会は必要に応じ、委員長が招集し開催する。
- 4 委員会は、「潮の子かたせ」の編集・発行及び、その他広報活動に関することを目的とする。

(相談役)

第13条 この会に、相談役を置くことができる。

- (1) 相談役は、総会において推薦し、会長が委嘱し、その任期は役員に準ずる。
- (2) 相談役は、この会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

(会計)

第14条 本会の経費は、次の収入をもつてあてる。

- (1) 助成金
- (2) 補助金その他の収入

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第16条 この会則に定めるほか、青少協の運営に関し必要な事項は、会長がそのつど決定する。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃は総会にはかり、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

別表（第5条関係）

ブロック名	自治会・町内会
新屋敷	弥生会，新屋敷親睦会，新屋敷第一町内会，三部会，新屋敷第二町内会
東	東り町東会，片瀬目白山町内会，片瀬中央平和会，片瀬三和会
片瀬山	片瀬山1丁目～5丁目自治会
西	西方町内会，西の原会，御行町内会，西浜町内会
五町	下の谷本町町内会，竜の口町内会，スバナ通り町内会，片瀬海岸2丁目町内会，湘南グリーンハイツ自治会
江の島	江の島東町町内会，江の島西町町内会，江の島弁天会

- 付則
この会則は、昭和58年7月1日から施行する。
- 付則
この会則は、昭和63年5月31日から施行する。
- 付則
この会則は、平成6年5月19日から施行する。
- 付則
この会則は、平成7年5月18日から施行する。
- 付則
この会則は、平成8年5月16日から施行する。
- 付則
この会則は、平成9年5月14日から施行する。
- 付則
この会則は、平成10年5月11日から施行する。
- 付則
この会則は、平成11年5月11日から施行する。
- 付則
この会則は、平成14年4月24日から施行する。
- 付則
この会則は、平成15年4月24日から施行する。
- 付則
この会則は、平成16年4月23日から施行する。
- 付則
この会則は、平成18年4月25日から施行する。
- 付則
この会則は、平成20年4月25日から施行する。